

2020年度 第3回 東大本番レベル模試 国語採点基準

1 文(文章)で解答する設問の答案については、次のA項の加点要素の合計から次のB項・C項の減点要素の合計を引いた得点をその設問の得点とします。ただし最低点は0点としマイナスの得点はつけません。

A項

- a 以下の採点基準では、模範解答をいくつかの要素に分割し加点要素とします。答案中にその加点要素に相当する部分があれば、その加点要素に配点された得点を与えます。
- b ある加点要素は、その加点要素に配点された得点か0点で採点することを原則とします。たとえば5点配点された加点要素であれば5点か0点で採点することを原則とします。ただし、その加点要素中の部分点を認める場合もあります。その場合それぞれの採点基準の中に明記されています。
- c ある要素に加点するか否かが、他の要素と無関係に決まる場合と、他の要素との関係で決まる場合があります。前者の場合は、その要素を単独採点(独立採点)すると言いその旨必ず明記されています。後者の場合は、他の要素との関係について以下の採点基準で具体的に指示されています。

d 解答通りという条件がある場合はいかなる部分点も認めません。

B項

- a 答案中に大きな誤読と判定される内容(語句)などがある場合は、その内容(語句)を減点要素として示されている場合もあります。
- b 加点要素でも減点要素でもない部分もあります。その部分は加点も減点もしません。
- C項 次に該当するものは、答案の形式上の不備として、一箇所につき1点の減点要素とします。
- a 誤字。漢字などの文字の明らかな誤りは誤字とします。

b 脱字。

c 文末の句点の脱落。

* 字数指定のない場合、句点の脱落は誤字とし1点の減点とします。

d その他不適切と判断せざるをえない箇所。

e 不適切な文末処理。設問の問い方に対応していない形で答案の文末を結んでいない場合は、適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備による減点要素とします。たとえば「…とはどういうことか?」という問いに体言で結んでいないものなどは適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備とします。また、理由が問われているのに、「から」「ので」などで結んでいないものなども適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備と見ます。

* ただし、「ことである」などの表現も「こと」「など」などで結んでいるものと同様適切な文末処理が行われていると見ます。また、「からである。」などの表現も「から」などで結んでいるものと同様適切な文末処理が行われていると見ます。また文末の表現を問わない場合もあります。その場合はその都度明記されています。

2 日本語の表現として不適切なものは程度に応じて減点します。

- 3 次の各項に該当するものは、部分点の要素があっても、その設問の得点を0点とします。
- a 答案が解答欄の欄外にはみ出しているもの。
 - b 一行の解答欄に二行以上書いた場合もその設問の得点を0点とします。
 - c 字数指定のある設問で、字数をオーバーしたもの。
 - d 答案の文章が最後まで完結していないもの。

- 4 古文あるいは漢文の訳を記述する設問の場合も以上に準じますが、文末の句点や文末の処理あるいは答案の完結にこだわらなくともよい場合はその都度明記されています。#

2020年 第3回

10月 東大本番レベル模試 第1問

第一問 (評論) 採点基準 (合計点40点)

(1) 8点

(模範解答例)

A〇1

キャンディーは、

B〇1点

特定の人物へ売ることを拒否できるし、

C〇1点

X〈分析〓分けること〉〇1点

またKが食べればTは食べられないため、

D①〇1点

D②〇1点

D③〇1点

Y〈総合〓まとめること〉〇1点

公共財の持つ 非排除性と非競合性を 満たさないこと。 (8点)

【構造点】

・ Xは、傍線部を説明すべく、話題の条件Aを、条件B、Cの〈矛盾〉しない二条件に〈分析〓分けること〉として説明する構造への評価である。ここでは、A、B、Cがそろっていれば、この構造が成立しているとして1点加点。

X 〈分析〓分けること〉 A + B + C 〇1点

・ Yは、条件B、Cを、条件Dに〈総合〓まとめること〉する構造への評価である。ここでは条件B、Cと、条件Dの要素が少なくとも一つあれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

Y 〈総合〓まとめること〉 B + C + Dの要素 〇1点

◎ 採点のポイント

採点ポイント

※ A、B、C、Dは条件同士において、また条件D内の要素間においても、原則的に部分採点可能。(6点満点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した要件を満たしている場合に限り加点する。(2点満点)

A 「キャンディーは、」(1点)

※ 傍線部を説明するための、話題提示の条件。

× 「キャンディー」の成分が入っていないなければ×0点。

B 「特定の人物へ売ることを拒否できるし、」(1点)

※ 傍線部を説明すべく、Aを説明してゆく一方の条件。

○ 「ある条件を有する人物への販売を拒めるし、」「ある特徴を持つ人物に売らないことも可能だし、」などでも可。

× 「特定の人物への販売拒否」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

C 「またKが食べればTは食べられないため、」(1点)

※ 傍線部を説明すべく、Aを説明してゆく、Bとは〈矛盾〉しない他方の条件。

○ 「K、Tのどちらかしか食べられないため、」「一方が食べれば他方は食べられないため、」などでも可。

× 「どちらかしか食べられない」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

D 「公共財の持つ非排他性と非競争性を満たさないこと。」(3点)

※ B、Cをまとめて結論づける条件。

① 「公共財の持つ」の要素に1点。

○ 「公共財に不可欠な」「公共財に必須の」などでも可。

× 「公共財」の成分が入っていないければ×0点。

② 「非排他性と非競争性を」の要素に1点。

○ 「排除しないことと競合しないことを」「誰をも排除せず、誰とも競合させない性質を」などでも可。

× 「非排他性」「非競争性」のニュアンスの二成分がそろっていないければ×0点。

③ 「満たさないこと。」の要素に1点。

○ 「もたないこと。」「帯びていないこと。」などでも可。

× 「満たさない」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

(1) 9点

(模範解答例)

A ○ 1点

空気は、

B ○ 1点

大量だからではなく、

C ① ○ 1点

C ② ○ 1点

C ③ ○ 1点

その利用形式において、「私」にとって排他性がなく、他の「私」との間での競争性も

X 〈分析〓分けること〉 ○ 1点 Y 〈分析〓分けること〉 ○ 1点

ないため、

D ○ 1点

Z 〈総合〓まとめること〉 ○ 1点

値段をつけられないから。 (9点)

【構造点】

・ Xは、条件C内部で、C①の要素を、〈矛盾〉しない二要素C②、C③に、〈分析〓分けること〉として説明する構造への評価である。この場合、C①、C②、C③の要素がそろっていれば、この構造が成立しているとみなして1点加点。

X 〈分析〓分けること〉 C ① + C ② + C ③ ○ 1点

・ Yは、傍線部の理由説明をすべく、条件Aを、〈notP〜butQ〉の構文をなす〈矛盾〉しない二条件B、Cに、〈分析〓分けること〉する構造への評価である—〈notP〜butQ〉の構文は、例えば〈男じゃないよ、女だよ〉のように否定の成分〈not〉が入ることにより、〈男じゃない〉≠〈女〉となつて、〈矛盾〉しない二条件に分けられることになる。〈notP〉〓 B、〈but Q〉〓 Cである(ただしこの場合、条件Cは〈非排他性〉、〈非競合性〉がある、という肯定的なニュアンスで捉えていることになる)。—。ここでは、条件A、Bがあり、条件Cの要素が一つ以上入っていれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

Y 〈分析〓分けること〉 A + B + Cの要素 ○ 1点

・ Zは、条件B、Cを、条件Dへと〈総合〓まとめること〉する構造への評価である。ここでは、条件Bと、条件C内の要素が一つ以上、それに条件Dがあれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

Z 〈総合〓まとめること〉 B + Cの要素 + D ○ 1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、C、Dは条件同士で、また条件C内の要素間においても原則的に部分採点可能である。(6点満点)

※ ただし、【構造点】X・Y・Zは、右に示した要件を満たしている場合に限り1点加算する。(3点満点)

A 「空気は、」(1点)

※ 傍線部を説明するための、話題提示の条件。

× 「空気」の成分が入っていないければ×0点。

B 「大量だからではなく、」(1点)

※ 傍線部を説明すべく、Aを説明してゆく〈notP～butQ〉の構文の〈notP〉の条件。

○ 「大量に存在するからではなく、」「大量にあるからというわけではなく、」などでも可。

× 「大量を理由としない」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

C 「その利用形式において、「私」にとって排除性がなく、他の「私」との間での競合性もないため、」(3点)

「私」の「」がなく単なる一人称として捉えているように見えるものは1点減点

※ 傍線部を説明すべく、Aを説明してゆく〈notP～butQ〉の構文の〈butQ〉の条件。

① 「その利用形式において、」の要素に1点。

○ 「それを利用する形式において、」「その利用の仕方において、」などでも可。

× 「利用形式」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 『私』にとって排除性がなく、」の要素に1点。

○ 『私』が排除されることがなく、『私』が空気を吸うことを妨げられることがなく、「」がなどでも可。

× 『私』への排除性の否定「ニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

③ 「他の「私」との間での競合性もないため、」の要素に1点。

○ 『私』の利用が他の『私』の利用を妨げることもないため、『私』の利用と他の『私』の利用が両立しないことはないので、「」などでも可。

× 「他の『私』との競合性の不在」のニュアンスの成分が入ってなければ×0点。

D 「値段をつけられないから。」(1点)

※ B、Cをまとめて結論づける条件。

○ 「値段をつけることが困難だから。」「価格を想定できないから。」などでも可。

× 「値段づけ不可能」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

(三) 8点

(模範解答例)

A①〇1点

A②〇1点

経済学の「私的」が「奪われる可能性がある」の意味なのは、

B①〇1点 B②〇1点

X〈逆説＝矛盾を含むこと〉〇1点

予め「私」が奪っているからなので、

C①〇1点

C②〇1点

アレントの「私的」の「奪われている」の意味に重なること。 (8点)

Y〈総合＝まとめること〉〇1点

【構造点】

・Xは、傍線部を、一見〈矛盾〉する二条件A、B―「奪われる可能性」が「奪っている」―に引き裂いてしてゆく構造への評価である。ここでは、条件A、Bの要素がそれぞれ一つ以上あれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

X〈逆説＝矛盾を含むこと〉 Aの要素+Bの要素 〇1点

・Yは、A、BをCに〈総合＝まとめること〉して結論づける構造への評価である。A、B、Cの要素がそれぞれ一つ以上そろっていれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

Y〈総合＝まとめること〉 Aの要素+Bの要素+Cの要素 〇1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士、また各条件内の要素間でも原則的に部分採点可能である。(6点満点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した要件を満たしている場合に限り加点する。(2点満点)

A 「経済学の『私的』が『奪われる可能性がある』の意味なのは、」(2点)

※ 傍線部を説明するための一方の条件。

① 「経済学の『私的』が」の要素に1点。

○ 「経済学という『私的』の意味が」「経済学での『私的』の概念が」などでも可。

- × 「経済学の『私的』の成分が入っていないなければ×0点。
- ② 『奪われる可能性がある』の意味なのは、「の要素に1点。」
 - 『奪われる可能性がある』の意であることは、「『奪われる可能性がある』という意であるのは」などでも可。
 - × 『奪われる可能性がある』のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。
- B 「予め私」が奪っているからなので、「(2)点」
 - ※ 傍線部を説明するための、Aとは〈矛盾〉する他方の条件。「私」の「」はなくても可
 - ① 「予め」要素に1点。
 - 「前もって既に」「前提として」などでも可。
 - × 「予め」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。
 - ② 『私』が奪っているからなので、「の要素に1点。」
 - 『私』が奪ってしまったからで、「『私』が奪っていることに端を発するの」で、「などでも可。」
 - × 『私』が奪っている」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。「私」のニュアンスがなければ不可
- C 「アレントの」私的「の」奪われている」の意味に重なること。「(2)点」
 - ※ A、Bをまとめて結論づける条件。
 - ① 「アレントの」私的「の」の要素に1点。
 - 「アレントのいう『私的』の」「アレントが定義する『私的』の」などでも可。
 - × 「アレントのいう『私的』のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。
 - ② 『奪われている』の意味に重なること。「の要素に1点。」
 - 『奪われている』の意味に合致すること。「『奪われている』の意味に近似すること。」「などでも可。」
 - × 『奪われている』の意味に重なる」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。

(別解)

A ① 2点

A ① 2点

「私」の『私的財』は、他の「私」からすれば「奪われている」財なので、

B ① 1点

B ② 3点

その意味では 経済学の『私的』とアレントの『私的』はほぼ同義だということ。

A 『私』の『私的財』は、他の「私」からすれば「奪われている」財なので、「(4点)

① 『私』の『私的財』は、「の要素に2点。

○ 『私』にとつての『私的財』は、「『私的財』とは、「などでも可。

② 「他の『私』からすれば「奪われている」財なので、「の要素に2点。

○ 「他の『私』から奪っていることを端に発するので、「などでも可。

× 「他の『私』からすれば『奪われている』財である」というニュアンスが入っていないければ×0点。

B 「その意味では経済学の『私的』とアレントの『私的』はほぼ同義だということ。」(4点)

① 「その意味では」要素に1点。

○ 「そのような意味で」などでも可。

× 「その意味では」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「経済学の『私的』とアレントの『私的』はほぼ同義だということ。」の要素に3点。

○ 「経済学的な『私的』や「アレントによる『私的』」などでも可。

○ 「同じ意味になるということ。」などでも可。

○ 「経済学の『私的』とアレントの『私的』が、同義である」という内容が入っ

ていなければ×0点。

(四) 12点

(模範解答例)

A①〇1点

A②〇1点

A③〇1点

「公共財」が、「私」を排除できない非排除性と、「私」の利用が他の「私」の利用を

W〈分析〓分けること〉〇1点

妨げない非競争性で規定されるように、

B①〇1点

B②〇1点

B③〇1点

B④〇1点

人間にとって本質的な

「公共性」が、

「私」とは別ものなのに、

「私」と密接に関わ

X〈逆説〓矛盾を含むこと〉〇1点

るものであることを、

B⑤〇1点

Y〈総合〓まとめること〉〇1点

理論的に語る事が可能だから。

Z〈分析〓分けること〉〇1点 (12点)〈1200字〉

【構造点】

・Wは、条件A内部で、要素A①を、〈矛盾〉しない二要素A②、A③に〈分析〓分けること〉して説明してゆく構造への評価である。A①、A②、A③がそろっていれば、この構造は成立しているとして1点加点。

W〈分析〓分けること〉 A①+A②+A③ 〇1点

・Xは、条件B内部で、〈B①+B②〉を、〈矛盾〉する二要素B③とB④に引き裂いて説明する、〈逆説〓矛盾を含むこと〉の構造への評価である。〈B①、B②のいずれか〉、B③、B④がそろっていれば、この構造の骨組みは成立しているとみなして1点加点。

X〈逆説〓矛盾を含むこと〉 〈B①、B②のいずれか〉+B③+B④ 〇1点

・Yは、条件B内で、B③、B④を、B⑤に〈総合〓まとめること〉して結論づける構造への評価である。B③、B④、B⑤がそろっていればこの構造は成立しているとして1点加点。

Y〈総合〓まとめること〉 B③+B④+B⑤ 〇1点

・Zは、傍線部の理由を、A、Bの〈矛盾〉しない二条件に〈分析〓分けること〉して説明してゆく構造への評価である。A、Bそれぞれの要素が一つ以上あれば、この構造の骨組みは成立しているとして1点加点。

Z〈分析〓分けること〉 Aの要素+Bの要素 〇1点

◎ 採点ポイント

※ A、Bは条件同士、また各条件内の要素間でも原則的に部分採点可能である。(8点満点)

※ ただし、【構造点】W・X・Y・Zは、先に示した要件を満たしている場合に限り加算する。(4点満点)

A 『公共財』が、『私』を排除できない非排除性と、『私』の利用が他の『私』の利用を妨げない非競争性で規定されるように、「(3点)

「私」の「」がなく単なる一人称として捉えているように見えるものは1点減点

※ 傍線部の理由説明するための一方の条件。

① 『公共財』が、「」の要素に1点。

× 『公共財』の成分が入っていなければ×0点。

② 『私』を排除できない非排除性と、「」の要素に1点。

○ 『私』が排除されないという性格と、「『私』が排除されないという非排除性と、「」などでも可。

× 『私』を排除できない非排除性」のニュアンスの成分が入ってなければ×0点。

③ 『私』の利用が他の『私』の利用を妨げない非競争性で規定されるように、「」の要素に1点。

○ 『私』の利用と他の『私』の利用が衝突しない非競争性で定義されるように、「『私』の利用が他の『私』の利用を阻止しない非競争性で説明されるように、「」などでも可。

× 『私』の利用が他の『私』の利用を妨げない非競争性」のニュアンスの成分が入ってなければ×0点。

B 「人間にとって本質的な「公共性」が、「私」とは別ものなのに、「私」と密接に関わるものであることを、理論的に語ることが可能だから。」(5点)

※ 傍線部の理由説明するための、Aとは〈矛盾〉しない他方の条件。

① 「人間にとって本質的な」の要素に1点。

○ 「人間にとって不可欠な」「人間の本質ともいべき」等でも可。

× 「人間にとって本質的な」のニュアンスの成分が入っていなければ×0点。

② 『公共性』が、「」の要素に1点。

× 『公共性』の成分が入っていなければ×0点。

③ 『私』とは別ものなのに、「」の要素に1点。

- 『私』とは異質なもののなのに、「『私』とは異次元のものなのに、「などでも可。
- × 『私』とは別もの」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。
- ④ 『私』と密接に関わるものであることを、「の要素に1点。
- 『私』と深く関わり合うものであることを、「『私』密接な関係を持つものであることを、「などでも可。
- × 『私』と密接に関わる」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。
- ⑤ 「理論的に語る」ことが可能だから。「の要素に1点。
- 「理論として提示することが可能だから。「理論的に述べる」ことができるから。「などでも可。
- × 「理論的に語ることが可能」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

(五) 各1点(合計3点)

a || 詰

b || 基底

c || 論考

(1 × 3 = 3)

2020年 第3回

10月 東大本番レベル模試 第2問

★2020年度 東大本番レベル模試 第3回 第二問(古文『退閑雜記』) 採点基準

※文科30点・理科20点

(一) 文科ア・理科ア 傍線部を現代語訳せよ。 【3点】

※基本的に、全体的な意味に不具合があっても、各部分の訳があていければ、その部分の点は与えることとします。

ただし、条件が書かれている場合は、それに従って下さい。

〔傍線部〕

A1 いさめしが、B2 つゆも聞かでありけり。

〔解答例〕

A1 忠告したが、B2 少しも聞かないでいた。

〔ポイント〕

A【1点】いさめしが、↓ 忠告したが、

※「忠告」は「注意」でもよい。「いさめる」のままは×。

※主体である「老人が」の有無は不問。ただし、間違った人物が書かれている場合は×。

B【2点】つゆも聞かでありけり ↓ 少しも聞かないでいた

※「少しも聞かない・全く聞かない」の意があれば【1点】。

※「聞かないでいた」の意があれば【1点】。

※「聞く」は「聞き入れる」等でもよい。

※主体である「家の者は・家の主人は」等の有無は不問。ただし、間違った人物が書かれている場合は×。

(二) 文科イ・理科イ 傍線部を現代語訳せよ。 【3点】

※基本的に、全体的な意味に不具合があっても、各部分の訳があていければ、その部分の点は与えることとします。ただし、条件が書かれている場合は、それに従って下さい。

〔傍線部〕

A1 ゆゆしきはたらき B2 し給はずば、

〔解答例〕

A1 大変ありがたい働きを B2 していただかなかつたら、

〔ポイント〕

A 【1点】 ゆゆしきはたらき ↓ 大変ありがたい働きを

※ 「大変ありがたい」は「すばらしい・立派な・ありがたい」等でもよい。

※ 「たいへんな・すごい」等でもよしとする。ただし、よい意味にとれないと×。

※ 「はたらき（火事への対処）」の意がない場合は×。

B 【2点】 し給はずば、 ↓ していただかなかつたら

※ 「する（働く）」の仮定条件の意「しなかつたら」の意があれば【1点】。

※ 尊敬の意を含む「する」の意「なさる・していただく・してください」の意があれば

【1点】。

(一) 文工・理科ウ 傍線部を現代語訳せよ。

【3点】

※基本的に、**全体的な意味に不具合があっても、各部分の訳があっていれば、その部分の点は与えることとします。ただし、条件が書かれている場合は、それに従って下さい。**

〔傍線部〕

A1 天下国家へ功たつるもの、**B2** 人々言ひ唱ふのみにあらず。

〔解答例〕

A1 天下国家へ功績を立てる者は、**B2** 人々が評判する人だけではない。

〔ポイント〕

A【1点】 天下国家へ功たつるもの、 ↓ 天下国家へ功績を立てる者は、

※「天下国家」は「天下」か「国家」のいずれかでもよい。

※「功績」は「功。功劳」でもよい。

※「立てる」は「あげる・成す・残す」等でもよい。

B【2点】 人々言ひ唱ふのみにあらず ↓ 人々が評判する人だけではない

※「人々が」は「人が・世間の人が」などでもよい。これに相当する語がない場合は**【マイナス1点】**。

※「評判する」は「言い伝える・噂する・話題に上げる」等でもよい。「言う」でもよしとする。

※「だけ」は「ばかり」でもよい。これに相当する語がない場合は**【マイナス1点】**。

※「だけではない」は「以外にもいる」でもよしとする。

文科(二)・文科のみ

傍線部「…」とあるが、どうして愚かなのか、説明せよ。

【5

点】

〔傍線部〕

ただいまのはたらきせし人々をあつく謝しけるぞおろかなる。

〔解答例〕

A5 老人の忠告を聞き入れてさえいれば、火事にならずにすんでいたはずだから。

はずだから。

〔ポイント〕

A【5点】 老人の忠告を聞き入れてさえいれば、火事にならずにすんでいたはずだから。

※「老人の忠告を聞き入れず、火事を起こしただから。」でもよい。

※「老人」は「火事を予告した人・火事を未然に防ごうとした人」等でもよい。

(これは以下の解答でも同じ)

※火事のことに触れていない「老人の忠告を聞き入れておくべきだったから。」は**【2**

点)。

※右の意がなく、「老人(火事を予告した人)に感謝しなかったから・老人(火事を予告した人)に感謝せず、火事に対処(事後処理)した人だけに感謝したから」は【1点】。

※「老人(火事を予告した人)に感謝せず」がなく「火事に対処(事後処理)した人だけに感謝したから」しかない場合は×。

文科(三)・文科のみ 傍線部「…」を、内容がわかるように、言葉を補い現代語訳せよ。【5点】

※基本的に、全体的な意味に不具合があっても、各部分の訳があっていれば、その部分の点は与えることとします。ただし、条件が書かれている場合は、それに従って下さい。

「傍線部」

A3まなこうとければ、B2その功知れがたし。

「解答例」

A3家の主のものを見る目が鈍いので、B2老人の功績も人に知れるこ

とがない。

「ポイント」

A【3点】まなこうとければ、←家の主のものを見る目が鈍いので、

※「家の主の」がない場合、明らかでない場合は【2点】。

※「ものを見る目が鈍い」は「見る目が無い・見抜く目が無い」などでもよい。

「ものを・真実を」などの有無は不問。

※文末が「ので・ため・から」等になっていない場合は【マイナス1点】。

B【2点】その功知れがたし。←老人の功績も人に知れることがない。

※「老人の」がない場合、明らかでない場合は【1点】。

※「功績」は「功・功労」でもよい。「目立たない功績」などの「目立たない」等の有無は不問。

※「人に」はなくてもよい。

※「知れることがない」は「知られることがない・知られにくい・明らかにならない」等でもよい。

文科(四)・理科(二) 傍線部「…」とあるが、吉益氏が門人にこのように言うのはどうしてか、説明せよ。【5点】

〔傍線部〕 何にてもあれ、草履作り、笠作り、または彫刻し、または木偶人など作りぬるともして、それにて世を過ぐすわざ一つすべし。

〔解答例〕 **A4** 生計を立てることや利欲に心を煩わされずに、**B1** 医術を会得させたいから。

〔ポイント〕

A【4点】 生計を立てることや利欲に心を煩わされずに、

※「生計を立てることに煩わされてほしくないから」か「利欲に煩わされてほしくないから」の意があれば**【4点】**。

「生計を立てることに煩わされないことが大事から」か「利欲に煩わされないことが重要だから」などでもよい。

※「医術で生計を立てようとすると、利欲を求めることになるから」は**【3点】**。

B【1点】 医術を会得させたいから。

※**Aが0点の場合は得点できない**。(ただし、誤字等で0点になっている場合は除く)

※「会得」は「極める・達成する」等でもよい。

※**Aが「医術で生計を立てようとすると、利欲を求めることになるから」となっている場合は、**

「医術を会得(極めることが・達成することが)できないから」でもよい。

文科(五)・理科(三) 傍線部「…」とあるが、この「上功」に相当する「との、医術における例として本文中で筆者が言っている」とは、どのような「と」か、説明せよ。

【0点】

〔傍線部〕

A2 人は知らずとも**B4** 上功(の尊き)

〔解答例〕

A2 病気の徴候が世にあらわれないうちに、

B4 病気の発生を未然に防

ぐこと。

〔ポイント〕

A【2点】 病気の徴候が世にあらわれないうちに、

※**Bが0点の場合は得点できない**。(ただし、誤字等で0点になっている場合は除く)

※「病気の徴候が世にあらわれない」は「病気が発生(発症)しない・病気があらわれない・病気であることが分かる・病気にかかる」等でもよい。

※「うちに」は「前に・むしろ」等でもよい。「それができていない場合は**【1点】**

B【4点】 病気の発生を未然に防ぐこと。

※「未然に防ぐ」は「予防する・事前に処置する」等でもよい。

「病気の発生を」は「病気を」でもよく、この意は解答全体から読み取ればよい。

「未然に防ぐ・予防する・事前に処置する」はあるが、「病気の発生を・病気を」の意が読み取れない場合は【2点】。

※「未然に防ぐ・予防する・事前に処置する」がなく、「治療する」がある場合は、「病気の発生を・病気を」の有無にかかわらず【1点】。

※「病気に気づくこと」の有無は不問。

2020年 第3回

10月 東大本番レベル模試 第3問

第三問 (漢文) 採点基準 (合計点 文科30点、理科20点)

(一)

- b 言うところの (2点)
- c もっともだなあ (2点)
- d どうしてか (2点)

b 「言うところの」「言っている」「言われている」など○
「書いている」「書かれている」「述べられている」などでも○

c 「もっともだなあ」「当然だなあ」「もっともなことよ(だ)」「当然のことよ(だ)」「
もっともであるよ」など○。

※「もっともだ」「当然である」など、感嘆の「かな」の要素が欠けているものは△。マイ
ナス1点とする。

d 「どうしてか」「なぜか」「どういうことか」など、理由を問う形 ○。
「どうか」「どうだろうか」など単なる疑問は×。 マイナス2点。

(二)

- a 2
- b 2
- c 3
- d

たまたま、陰陽の気のもたらす 自然災害に遭っただけだ ということ。(7点)

a 「適(たまたま)の要素」…2点

※「たまたま」「偶然」「偶然に(も)」「など○

※「思いがけなく」でも可とする。

※aの位置になくても(cの「遭っただけ」の前など)可。

b 災害をもたらした因についての要素…2点

※cの「自然災害」が「陰陽の気」のもたらすものであることが必要。

※「陰陽の気による暴風や雷、雹などの」のようになっていてもよいが、「陰陽の気」によ
るものという要素がないものは△。マイナス1点。

(例)「雹のような」 △ マイナス1点。

c 「自ら災に会へる」の要素…3点

※「自然(の) 災害にあっただけなのだ」「自然(の) 災害にあっただ」「災害に会っただけなのだ」など○。

※「(自然) 災害」の要素がなく、ここが「暴風や雷や雹にあっただけだ」は△。マイナス2点。

「雹の害に遭遇しただけだ」は△。

d 文末の「〜ということ」あるいは「〜から、ので」については不問。

(三) 文科のみ

a 4

暴風や雷や雹は、天が悪い役人を激しい力で脅かす罰するものなのに 樊侯は

b 1

c 5

天の力を自分勝手に用いることができたのか。(10点)

a 「而るに」の内容…4点

※「雷霆雨雹は天の有司を震耀威罰する所以の者なり」の内容。

※「雷霆雨雹」「有司」「震耀威罰」には(注)アリ。

※「雷霆雨雹」…1点

「天の有司を震耀威罰する所以の者なり」…1点

「而るに」の接続の要素…2点

※「雷霆雨雹」のままは△。マイナス1点

※「天の〜」は、

「天が」と主体にしているものは△。マイナス1点

「有司」のままは可とする。

「震耀威罰」は、単に「罰する」のようでも可とする。

b 「侯は」…1点

※「樊侯は」としているのが望ましいが「侯は」のままでも可とする。

c 「之を濫用するを得しか」の訳…5点

※「之」|| 「天の力」…1点

「濫用」|| の意味…1点

「得」の possible 意…1点

「し」の過去の意…1点
「か」の疑問の意…1点

※「之」は「天の力」「天の威力」「天のなすべきわざ」「天の起こす雹などの害」「天罰」「天災」など。「天」のなすものの要素がないものは×。マイナス1点。「これ」のままは×。マイナス1点。

※「濫用」は「みだりに用いる」「自分勝手に用いる」「むやみに用いる」など○。「濫用・乱用」のままは×。マイナス1点。

※「得」は可能「できる」の意。「得られる」のようにとっているものは×。マイナス1点。

※「〜しか」は過去の助動詞「き」の連体形プラス疑問の「か」。「〜んや」と読む反語形ではない。文末を反語の訳し方しているものは×。マイナス1点。

(例)「…できたのだろうか(いや、できるはずがない)」

※現代語訳問題であるから、文末を「〜ということ」と説明問題の形にしているものは△。マイナス1点。

(四) 理科は(三)

a 2

b 2

c 3

d

盗賊に傷つけられた 怒りを、何の罪もない民に向けて苦しめた 点。(7点)

a、bの「怒り」のもとの要素…2点

※「怒りを盗賊でなく〜」のように、民との対比でどこかに触れてあればよい。

※「盗賊への(怒りを)」「盗賊に向けるべき(怒りを)」など○。

b「怒りを」…2点

※「怒気」「恨み」…○

※「怒気を含んだ暴風や雹を」のように「暗鳴叱咤」「風馳霆撃」に触れたものでも可。

c「(反って怒りを) 罪無きの民に貽して、以て其の恣睢を聘する」の要素…3点。

※「何の罪もない民に向けて苦しめた」「罪もない民にぶつけた」「罪もない民を苦しめた」「罪もない民に神威をふるった」など○

※「民」の前に「罪もない」が欠けているものは△。マイナス2点。

d 文末の「〜点」は「〜こと」でもよい。有無は不問。

2020年 第3回

10月 東大本番レベル模試 第4問

第四問 現代文（随筆） 採点基準（合計20点）

（ ） 5点

（模範解答例）

A ○ 1点

新しい少年を自分の受け持ちにするか悩んでいたが、

B ② ○ 1点

もと妻が新しい人生を歩もうとしているのを聞いて、 自分も目前の問題に取り組み覚悟が

X 〈分析〓分けること〉 ○ 1点 Y 〈逆説〓矛盾を含むこと〉 ○ 1点

できたから。（5点）

【構造点】

・ Xは、条件B内部を、〈因果関係〉にある〈矛盾〉しない二要素B①、B②に〈分析〓分けること〉する構造への評価である。ここではB①、B②がそろっていれば、この構造が成立しているとして1点加算。

X 〈分析〓分けること〉 B ①+B ② ○ 1点

・ Yは、傍線部を、〈矛盾〉する二条件A、Bに引き裂いて説明して行く〈逆説〓矛盾を含むこと〉の構造への評価である。ここでは条件Aと、条件Bの要素が一つ以上あれば、この構造の骨組みが成立しているときみなして1点加算。

Y 〈逆説〓矛盾を含むこと〉 A+Bの要素 ○ 1点

◎ 採点のポイント

※ A、Bは条件間において、また条件B内の要素間においても、原則的に部分採点可能である。（3点満点）

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した要件を満たしている場合に限り加算する。（2点満点）

A 「新しい少年を自分の受け持ちにするか悩んでいたが、」(1点)

※ 傍線部を説明するための一方の条件。

○ 「新しくやってくる少年を自分の担当とするかどうかで悩んでいたが、」「新入りの少年を自分が受け持つべきかどうかで悩んでいたが、」などでも可。

× 「新入りの少年の担当のことで悩む」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。

B 「もと妻が新しい人生を歩もうとしているのを聞いて、自分も目前の問題に取り組む覚悟ができたから。」(2点)

※ 傍線部を説明するための、Aとは〈矛盾〉する他方の条件。

① 「もと妻が新しい人生を歩もうとしているのを聞いて、」の要素に1点。

※ B内部の〈因果関係〉を構成する〈因〉の要素。

○ 「もと妻が再婚し子供を生むつもりでいるのを知って、」「新しい人生を歩もうとするもと妻の気持ちを聞いて、」などでも可。

× 「もと妻の新しい人生へ向かう気持ちを聞く」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。

② 「自分も目前の問題に取り組む覚悟ができたから。」の要素に1点。

※ B内部の〈因果関係〉を構成する〈果〉の要素。

○ 「懸案の問題に取り組む覚悟ができたから。」「決めかねていた案件を引き受ける覚悟ができたから。」などでも可。

× 「目前の問題に取り組む覚悟」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。

() 5点

(模範解答例)

A ○ 1点

カメラの固定し安定した視点によって、

B ① ○ 1点

B ② ○ 1点

登場人物が劇中の誰であり、俳優の誰であるかが分かるように、

C ○ 1点

X 〈分析Ⅱ分けること〉○ 1点

演技というものの嘘くささを晒してしまっている映像。(5点)

【構造点】

・ Xは、傍線部を説明すべく、Aから生起する結果を、〈矛盾〉しない二条件B、Cに〈分析Ⅱ分けるこ

として説明する構造への評価である。ここでは、条件A、条件Bの要素が一つ以上、条件Cがあれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

X〈分析Ⅱ分けること〉 A+Bの要素+C ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件間において、また条件B内では要素間において、原則的に部分採点可能である。(4点満点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した要件を満たしている場合に限り加点する。(1点)

A 「カメラの固定し安定した視点によって、」(1点)

※ 傍線部を説明するための前提条件。

○ 「カメラの視点を固定し安定させることで、」固定し安定したカメラの視線によって」などでも可。

× 「カメラの固定し安定した視点」のニュアンスの成分が入っていない×0点。「固定」「安定」のニュアンスがそろっていないと不可

B 「登場人物が劇中の誰であり、俳優の誰であるかが分かるように、」(2点)

※ 傍線部を説明すべく、Aの帰結を説明してゆく一方の条件。

① 「登場人物が劇中の誰であり、」の要素に1点。

○ 「人物が劇中の誰それであるとか、」「登場人物が物語中の誰であるとか、」などでも可。

× 「登場人物が劇中の誰か」のニュアンスの成分が入っていない×0点。

② 「俳優の誰であるかが分かるように、」の要素に1点。

○ 「俳優の誰なのかを判明するように、」「俳優の名前が知れるように、」などでも可。

× 「俳優の誰であるかが分かる」のニュアンスの成分が入っていない×0点。

C 「演技というものの嘘くさを晒してしまっている映像。」(1点)

※ 傍線部を説明すべく、Aの帰結を説明してゆく、Bとは〈矛盾〉しない他方の条件。

○ 「演技しているという嘘くさが晒されている映像。」「演技の嘘くさを曝露してしまっている画像。」などでも可。

× 「演技の嘘くさを晒す映像」のニュアンスの成分が入っていない×0点。

※ 「映像」またはそれに準ずる体言で文章が終わっていること

(別解)

A ○ 1点

今、この時に見えているものについて語るのではなく、

B ○ 2点

或る出来事全体を見渡せる地点から、

C ○ 2点

その出来事について説明的に語るもの。(5点)

◎ 採点のポイント

A 「今、この時に見えているものについて語るのではなく、」(1点)

○ 「一刻一刻を生きていて見えているもの」などでも可。

× 「(見渡す地点ではない)『今この瞬間の地点』ではなく、」のニュアンスの成分が入っていなければ×0点。

B 「或る出来事全体を見渡せる地点から、」(2点)

○ 「生涯全体を見渡す位置から、」などでも可。

× 「生涯や、出来事の全体を見渡す位置から、」のニュアンスの成分が入っていなければ×0点。

C 「その出来事について説明的に語るもの。」(2点)

○ 「わかりやすく説明されているもの」などでも可。

× 「説明」というワードが入っていなければ×0点。

(三) 5点

(模範解答例)

A ○ 1点

男が少年の殺した幼児の父であることが明らかになっても、

B ○ 1点

男が少年に父のように大工仕事を教えていくところを、

C ① ○ 1点

C ② ○ 1点

X (弁証法)創造すること ○ 1点

観客の感性が洗われて、感動を覚えるから。(5点)

【構造点】

・ Xは、傍線部の理由説明をすべく、A、Bの二契機(≠条件)の(矛盾(衝突))を(止揚)してCの次元を達成する、(弁証法)創造することの構造への評価である。ここではA、Bの二契機と、

の要素が一つ以上そろっていれば、この構造の骨組みは成立しているとみなして1点加点。

X〈弁証法Ⅱ創造すること〉 A+B+Cの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件間において、また条件C内の要素間においても、原則的に部分採点可能である。(4点満点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した要件を満たしている場合に限り加点する。(1点)

A 「男が少年の殺した幼児の父であることが明らかになっても」(1点)

※ 傍線部の理由説明をするための、〈弁証法Ⅱ創造すること〉を構成する、〈矛盾〉する契機(≠条件)の一方。

○ 「少年の殺した幼児の父親がその男だと判明しても」、「その男の幼児を少年が殺したのだということが明らかにされても」、「などでも可。

× 「男が少年の殺した幼児の父であることが明らかになる」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

B 「男が少年に父のように大工仕事を教えていくところに」、「(1点)

※ 傍線部の理由説明をするための、〈弁証法Ⅱ創造すること〉を構成する、〈矛盾〉する契機(≠条件)の他方。

○ 「男が先生のように少年に大工仕事を教えていくところに」、「互いが仮の父親と息子の関係が続けていこうとするところに」、「などでも可。

× 「先生と生徒(仮の父親と息子)の関係続けようとする」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

C 「観客の感性が洗われて、感動を覚えるから。」(2点)

※ 傍線部を説明するための、〈弁証法Ⅱ創造すること〉を構成する、A、Bの〈矛盾〉を〈止揚〉して達成された契機(≠条件)。

① 「観客の感性が洗われて」、「の要素に1点。

○ 「観客たちの感性が刷新されて」、「観客の感受性が一新されて」、「などでも可。

× 「感性が洗われる」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「感動を覚えるから。」の要素に1点。

○ 「感動させるから。」「感動を呼び覚ますから。」などでも可。

× 「感動を覚える」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

(別解)

この映画が伝えようとするものは、一刻一刻を生きる他ない人生と同じように、

A○2点

全体を見渡すことなどできない、

B○3点

今このときの意味だと思ったから。(5点)

◎ 採点のポイント

筆者が最初に映画を観たときの「全体を観たい(だから頭を擦り下げる)」状態から、映画が進行するにつれて「今このとき見えるものがすべてで、それにこそ意味があると思っただ(だから頭が上がってくる)」というように、筆者の映画に対するとらえ方が変化したことを述べた解答も正解とする。

A 「全体を見渡すことなどできない、」(2点)

○ 「全体を見渡す地点には立てない」「生涯全体を見渡すことはできない」などでも可。

× 「全体を見渡すことはできない」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

B 「今このときの意味だと思ったから。」(3点)

○ 「今このとき見えるものに意味があると思ったから。」などでも可。

× 「今このときにこそ意味がある」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

筆者のこの映画に対するとらえ方の変化がわかり、ABの要素がそろっている解答であれば、5点。

(四) 5点

(模範解答例)

A○1点

人生はいつ終わるか分からず、今を生きるのみだが、

B○1点

常に最低限生きるほうに向かわせるように働く

C①○1点

C②○1点

自分を見る目を、映画のカメラが表象していること。(5点)

X (弁証法)創造すること○1点

【構造点】

・Xは、傍線部を説明すべく、〈矛盾（衝突）する二契機（≠条件）であるA、Cを〈止揚〉して、Bへと到達せしめる〈弁証法Ⅱ創造すること〉の構造への評価である。ここでは、条件A、条件Cの要素が一つ以上、それに条件Bがそろっていれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加算。条件の順番が変則的なのは、設問の核心が条件Cにあるからである。

X〈弁証法Ⅱ創造すること〉 A+B+Cの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件間において、また条件C内の要素間においても、部分採点可能である。（4点満点）

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した要件を満たしている場合に限り加算する。（1点）

A 「人生はいつ終わるか分からず、今を生きるのみだが、」（1点）

※ 傍線部の説明をするための、〈弁証法Ⅱ創造すること〉を構成する、〈矛盾〉する契機（≠条件）の一方。

○ 「人生は見渡すことができず、一刻一刻を生きる他ないが、」「人はいつまで生きられるかは分からず、今この時を生きるのみだが、」などでも可

× 「人生の不可知性」「今を生きるのみ」の二成分がそろっていないなければ×0点。

B 「常に最低限生きるほうに向かわせるように働く」（1点）

※ 傍線部の説明をするための、〈弁証法Ⅱ創造すること〉における、達成された次元を表す契機（≠条件）。

○ 「どんな状況、状態でも最低限生きるほうへと導く」「どのような場に置かれようとも最低限生きる方向に向かわせるように働く」などでも可

× 「常に最低限生きるほうに向かわせるように働く」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。「常に」「どんな状況でも」のニュアンスがなければ不可

C 「自分を見る目を、映画のカメラが表象しえていること。」（2点）

※ 傍線部の説明をするための、〈弁証法Ⅱ創造すること〉を構成する、Aと〈矛盾〉する契機（≠条件）の他方。

① 「自分を見る目を、」の要素に1点。

○ 「自分を客観視する目を、」「何者か自分の姿を見ている目を、」などでも可。「人間を統括する目」でも可

× 「自分を見る目」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「映画のカメラが表象していること。」の要素に1点。

○ 「映画のカメラが担っていること。」「映画のカメラが表現していること。」などでも可。

× 「映画のカメラが表象」のニュアンスの成分が入っていなければ×0点。

Cで間違えている場合は得点なし